平成２９年（フ）第５５５号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番２―502号
債務者　山原　一美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５７号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺302番地１－２棟101号、前住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺731番地１
債務者　兒山　義明
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１３８号
札幌市中央区南20条西９丁目１番31号　アメニティＳ20―202号
債務者　山本　　信
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５６号
北海道恵庭市恵み野西２丁目４番15
債務者　木皿　宏司
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２２３号
北海道北広島市美沢３丁目４番地10
債務者　能戸眞生男
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２２４号
北海道北広島市美沢３丁目４番地10
債務者　能戸まつ子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２３４号
札幌市白石区平和通２丁目南６番26―205号
債務者　菅原　茂泰
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５０号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目12番24号　サカイハイツＡ―202号
債務者　石丸　　衛
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５６号
札幌市東区北25条東21丁目１番10号　ＳＳビル302号
債務者　村上　夏子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６３号
札幌市白石区本通12丁目南５番１―306号
債務者　種田奈美恵
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３号
福島県大沼郡昭和村大字両原字天狗屋敷564番地、前住所神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目47番２号　アイヴィーサ鶴ヶ峰203号室
債務者　河野　智恵（旧姓羽染）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
群馬県高崎市上佐野町497番地11　サンクタス高崎ドリームコート1014号
債務者　池田　達夫
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２４０号
群馬県高崎市東貝沢町３丁目40番地３　エクセルコーポⅢ101号、前住所群馬県高崎市日光町１番地44
債務者　湯浅　祐一
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２７号
千葉県山武市大木689番地71
債務者　大東　直子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
千葉県大網白里市南横川3077番地30
債務者　菅野　貴弘
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1478番地11　山中アパート103号
債務者　今滝　　亨
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１８９号
沖縄県沖縄市城前町９番14号　コーポソネ201号
債務者　高江洲博美（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４８４７号
大阪市東淀川区大桐３丁目23番13号　フラワーハイツＣ棟　102号
債務者　越智由紀子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部